

台湾市場におけるインフルエンサーを活用した誘客プロモーション業務委託  
プロポーザルに関する質問回答

通番	質問	回答
1	仕様書 6.業務内容について 本業務において活用可能な松山市及び松山国際観光客誘致推進協議会の公式 SNS アカウントをご教示ください。	本委託契約期間中に新たに開設予定の公式アカウントでの共同投稿を想定しています。また、その他公式 SNS アカウントについても活用を検討します。
2	仕様書 6.業務内容について 事業内でのファムツアーの実施における費用は今回の見積りに含めるようになりますでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	仕様書 6.業務内容について 事業内でのファムツアーの実施回数は何回を想定されていますでしょうか？	1回以上です。設定したモデルコースの撮影・取材に必要な回数を提案してください。
4	仕様書 6.業務内容について ファムツアーの実施に関しては旅行代理店との連携が不可欠(免許必要)ですが、旅行代理店はこちらで選定可能でしょうか？	お見込みのとおりです。受託事業者で選定いただきます。
5	仕様書 6.業務内容について ファムツアーに関しては今回のインフルエンサーと行く愛媛ファムツアーに仕立ててもよいのでしょうか？	インフルエンサーの撮影・取材を目的にファムツアーを催行していただきます。 なお、独自提案として、インフルエンサーと行くファムツアーの催行を追加で提案いただくことは可能です。
6	仕様書 6.業務内容について 現地の台湾旅行代理店への説明会やアプローチ費用は今回の見積もりに入れたほうがよいでしょうか？	本仕様で想定するファムツアーは、インフルエンサーの招聘を指しますので、旅行代理店への説明会やアプローチは、独自提案の扱いになります。提案いただく場合は、予算の範囲内で、見積もりに入れてください。
7	仕様書 6.業務内容について 企画書段階でのファムツアーの素案は観光先や宿泊先などの具体的なプランを盛り込んだ形で作成する必要がありますでしょうか？	ファムツアーの内容は、モデルコースの設定が前提になりますので、提案書の段階では、可能な範囲でプランに落とし込んでいただければ結構です。

8	<p>仕様書 6.業務内容について</p> <p>インフルエンサーの選定、招聘に関して、本業務で定める目的に合致し、台湾で影響力があれば、日本在住のインフルエンサーを起用しても問題ないか。</p>	問題ありません。
9	<p>仕様書 6.業務内容について</p> <p>ファミツアーの実施に関して「観光施設等の視察や体験に係る経費を計上するとともに、事前に視察許可及び見学費の減免許可等を得ること。」とあるが、本企画提案で提出する参考見積書においては、施設が通常定める見学費に基づき試算するかたちで問題ないか。</p>	お見込みのとおりです。
10	<p>仕様書 6.業務内容について</p> <p>文章の中で“外国人観光客に対する安全・安心情報を紹介する”と記載があるのですが、発信する内容としては、安全・安心にフォーカスした内容にするべきなのでしょうか。もしくは、安全・安心が取れているコンテンツを取り扱いながら松山市の観光を訴求するべきなのでしょうか。安全・安心の文言の意図をお伺いしたい次第です。</p>	松山市の観光情報や魅力を発信するにあたり、当然に外国人観光客が安全かつ安心して滞在していただけることを踏まえた構成にしていきたいという意図です。安全・安心にフォーカスして直接的に表現する必要はありません。
11	<p>仕様書 6.業務内容について</p> <p>インフルエンサーによる投稿時期の指定はございますでしょうか。</p>	指定はありません。テーマやコンテンツによって適切な時期をご提案ください。
12	<p>仕様書 6.業務内容について</p> <p>松山市の公式 SNS と共同投稿も可能とすること。との記載がございますが公式アカウントのアカウント名を教えてくださいませんか。</p>	本委託契約期間中に新たに開設予定の公式アカウントでの共同投稿を想定しています。また、その他公式 SNS アカウントについても活用を検討します。
13	<p>仕様書 7.成果物について</p> <p>各種データとは何を想定されておりますでしょうか。</p>	本事業の成果品として納品いただきます。なお、インフルエンサーが制作する SNS の投稿記事や動画については、著作権譲渡を求めています。

1 4	<p>仕様書 7.成果物について</p> <p>インフルエンサーが情報発信で使用した写真、動画データは含まれない認識でよいか。もし含まれる場合、著作権の譲渡対象となるのか。</p>	<p>本事業の成果品として納品いただきます。</p> <p>なお、インフルエンサーが制作する SNS の投稿記事や動画については、著作権譲渡を求めています。</p>
1 5	<p>仕様書 7.成果物について</p> <p>仕様書に「本業務において作成した各種データ等は、すべて成果品として納品すること」とありますが、納品対象について確認させてください。</p> <p>納品対象はインフルエンサーのアカウントで投稿した記事や動画および画像という理解で問題ないでしょうか？</p> <p>また、招聘者へ事前説明を行う必要があるため、納品した成果物につき、松山国際観光客誘致推進協議会様が想定されている利用用途についてもご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。本事業の成果品として納品いただきます。</p> <p>また、本業務で制作した記事や動画は、松山市や松山国際観光客誘致推進協議会が管理・運用する広報媒体（HP、SNS、紙媒体など）へのリンク、URL 掲載、埋め込み設定等の利用を想定しています。</p> <p>なお、インフルエンサーが制作する SNS の投稿記事や動画については、著作権譲渡は求めています。</p>
1 6	<p>仕様書 9. 契約に関する条件等について</p> <p>著作権自体はインフルエンサーに帰属させたまま、松山国際観光客誘致推進協議会が今後の広報活動において成果物を”自由に二次利用できる権利（利用許諾）等”を付与する形のご提案は可能でしょうか。</p> <p>背景：インフルエンサーマーケティングの一般的な商習慣として、インフルエンサー本人が制作した投稿コンテンツ（写真・動画・文章など）の著作権は、クリエイター本人に帰属させたまま運用するケースが大半を占めております。理由といたしましては、著作権を譲渡（あるいは著作者人格権を不行使）とした場合、「意図しない形での二次編集や改変」が行われるリスクをインフルエンサー懸念しているためです。</p>	<p>インフルエンサーが制作する SNS の投稿記事や動画については、著作権譲渡を求めています。</p> <p>なお、本業務で制作した記事や動画は、松山市や松山国際観光客誘致推進協議会が管理・運用する広報媒体（HP、SNS、紙媒体など）へのリンク、URL 掲載、埋め込み設定等の利用を想定しています。</p>

17	<p>仕様書 9. 契約に関する条件等について</p> <p>本業務で制作された記事・動画について、松山市及び松山国際観光客誘致推進協議会が二次利用する範囲（SNS 再投稿、広告利用等）をご教示ください。</p>	<p>本業務で制作した記事や動画は、松山市や松山国際観光客誘致推進協議会が管理・運用する広報媒体（HP、SNS、紙媒体など）へのリンク、URL 掲載、埋め込み設定等の利用を想定しています。</p> <p>なお、インフルエンサーが制作する SNS の投稿記事や動画について、著作権譲渡は求めています。</p>
18	<p>仕様書 9. 契約に関する条件等について</p> <p>「成果物(事業実施報告書やデータ)の著作権は一括譲渡との記載がありますが、インフルエンサーが現地で撮影した『素材データそのもの』の著作権まで譲渡対象に含まれるのでしょうか？</p> <p>インフルエンサー自身が自身の SNS 等で本件タイアップ実績として紹介することや、素材の一部を二次利用することを許諾(ライセンス)いただく余地はあるのでしょうか？</p>	<p>素材データは含まれません。インフルエンサーが制作する SNS の投稿記事や動画について、著作権譲渡は求めています。</p>